

選定療養の対象の入院患者様へ

平成 14 年 4 月 1 日の診療報酬改定により、同じ病気で病院・診療所に通算 180 日を超えて入院されている患者様は、これまでの一部負担金以外に入院医療費の一部（選定療養費）を負担していただくことが定められました。

この 180 日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院・診療所に入院されていた期間も含まれます。ただし、病院・診療所を退院された後、別の病気で入院されたり、3 ヶ月以上入院しなかった場合や、介護施設等に入所された場合には通算されず、次の入院時から計算されることになります。

この制度は、入院医療の必要性が低いですが、患者様側の事情により入院している場合への対応を図るためのものですから、難病や重症等の患者様については選定療養の対象とはなりません。

なお、対象の患者様については入院医療費の一部負担以外に負担がふえることとなりますが、医療機関は本来の保険収入から選定療養費分が差し引かれるので、医療機関の収入がふえるわけではありません。

当院の選定療養費：入院 1 日 ¥1,910

(月額 (31 日) ¥59,210 となります。)

詳しくは、1 階受付でお尋ねください。